

地方自治法施行三十周年

人間の価値観を修正多様化した。同時に、公害対策を中心として、国及び地方自治体の行政は一段と複雑化し、行政の限界、企業の社会的責任という新たな問題が提起され、住民運動が次第に活発化してきた。これは、長い間の経済発展中心の政策がもたらした公害と自然破壊の産物であるといつてよい。

そして、昭和四十八年末の石油ショック以来、総需要抑制のため、不況は深刻となり、倒産と失業は増え、もはや我が国にとっては、経済の高度成長は昔の夢と化し、今後は、長期にわたって低成長時代を迎えることになり、国及び地方自治体の財政は、根本的な改革をよぎなくされようとしている。

このように、戦後三十年間を概括的に回顧してみても、かつて、地方自治法が制定された当時とは、政治、経済、社会の様相は全く変わってしまったのに気づくのである。しかも、これらの変化の速度が極めて速く、地方自治体も住民もその変化に適応してゆくこと自体、かなり困難が伴うほどであった。一般的にいえば、地方自治制度を定着させ、民主主義の基盤としての地方自治を進展させてゆくためには、なお、多くの歳月を必要とするのであろうが、しかし、地方自治を真に住民のものにするために、制度そのものに新しい工夫を加え、より時代に適応した改革を行うことはもちろん、地方自治制度についての市民教育を盛んし、住民が責任と自覚をもって自治行政に参加してゆく気風を醸成するための努力を惜しんではならない。

われわれは、この三十年間の波らんと起伏にみちた歴史の重みを十分にかみしめつつ、とりわけ、高度経済成長がもたらした光と影に対する正確な認識と評価の上になって、これからの五十年代、いわゆる安定成長という地味な道を住民の心のふれあいを基調にして進んでゆかねばならない。このような転換期に当たって、われわれは、心を新たにこの記念すべき年を地方自治の出発点とすべきであらう。

年を迎えて

熊本県知事 沢田一精



今年、地方自治法施行三十周年の記念すべき年である。戦後の破壊と混乱の中から立ち上がり三十年の道を歩き続けてきた地方自治は、今日の流動化する社会情勢と多様化する住民意識、要望にどう対応すべきか。地方自治をめぐる課題は多い。そこで、地方自治の戦後のあゆみをたどり、今後の心構えについて述べることにしたい。

戦後十年間は、政治、経済全分野にわたる制度改革とその修正に追われ、地方自治体は多額の赤字を抱えながら、新制度に要する財源確保のための奔走に明け暮れた。たしかに、昭和三十年前後に行われた町村合併は、地方自治の再編成という画期的な出来事であった。しかし、行政の効率化、行政経費の節減に寄与した半面、伝統的な村落共同体の意識を分解させ、町や村を結合してきた求心的核を失なうこととなった。また、戦前の家族制度が崩壊し、いわゆる核家族の出現は、利己主義・個人主義的風潮とともに、マイホーム主義、社会公共の立場を軽視する無関心層をつくり出した。

昭和三十年代から四十年代のはじめにかけての、高度経済成長時代を通じて日本列島は、人口の大移動が行われた。農漁村、山村から、また、中小都市から大都市へ若い労働力が流れた。そして、過密・過疎という行政上の難問題が発生し、町や村は活力を欠き、自治体の経営自体を危うくし、勢い、手のこんだ過疎対策という補助金行政で支えるはかばかかった。一方、大都市を中心とする過密地帯は、人口急増に対処するための諸対策に多額の財源を必要としたし、往々にして、それは一市町村の財政力をはるかに超えるものであった。要するに高度経済成長期における第二次産業の発展（第一次産業の軽視）に伴う人口の大移動が、地方自治のパターンを大きく変化させた。

昭和四十年代に入って、急激な高度経済成長のひずみが顕著になった。とりわけ公害問題は、大気、海洋、食物等の汚染、騒音、自然破壊へと無限に拡大し、GNP万能主義を大きく変え